

1 市町村ごとの地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定状況

熊本連携中枢都市圏（荒尾市を除く）における促進区域の設定状況は以下のとおりです。

地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定状況

区分	公有地・公共施設活用型	地区・街区指定型
熊本市		
玉名市	-	
山鹿市		
菊池市	-	
宇土市		
宇城市	-	-
阿蘇市	-	-
合志市		
美里町	-	
玉東町	-	-
南関町	-	-
長洲町	-	
和水町	-	-
大津町	-	-
菊陽町	-	-
高森町	-	-
西原村	-	-
南阿蘇村	-	-
御船町	-	-
嘉島町	-	-
益城町		
甲佐町		-
山都町	-	-

(1) 公有地・公共施設に関する促進区域

公有地・公共施設に関する促進区域の設定状況

公有地・公共施設に関する促進区域の設定状況は以下のとおりです。

公有地・公共施設に関する促進区域の設定状況

「 」: 促進区域を設定 「 - 」: 促進区域の設定なし

区分	庁舎 本庁舎、区役所、 出張所等	学校 学校の校舎・体育館	未利用地 最終処分場跡地等	その他 配水池、消防署、 市民・町民センター等
熊本市			-	
玉名市	-	-	-	-
山鹿市	-		-	
菊池市	-	-	-	-
宇土市			-	-
宇城市	-	-	-	-
阿蘇市	-	-	-	-
合志市			-	
美里町	-	-	-	-
玉東町	-	-	-	-
南関町	-	-	-	-
長洲町	-	-	-	-
和水町	-	-	-	-
大津町	-	-	-	-
菊陽町	-	-	-	-
高森町	-	-	-	-
西原村	-	-	-	-
南阿蘇村	-	-	-	-
御船町	-	-	-	-
嘉島町	-	-	-	-
益城町			-	-
甲佐町			-	
山都町	-	-	-	-

促進区域に設定する公有地・公共施設

促進区域に設定する公有地・公共施設は以下のとおりです。

促進区域に設定する公有地・公共施設

市町村	区分	公有地・公共施設
熊本市	庁舎敷地内	本庁舎、各区役所
	学校敷地内	全ての市立小学校・中学校・高校
	その他敷地内	配水池、消防署、企業局（病院局・上下水道局・交通局）、指定管理者制度導入施設 等
山鹿市	学校敷地内	山鹿小学校、八幡小学校、鹿北小学校、菊鹿小学校、鹿本小学校、めのだけ小学校 山鹿中学校、鹿北中学校、菊鹿中学校、鹿本中学校
	その他敷地内	山鹿市民医療センター、各水源配水池
宇土市	庁舎敷地内	本庁舎、支所
	学校敷地内	花園小学校、網田中学校、走潟小学校の校舎
合志市	庁舎敷地内	本庁舎、各支所
	学校敷地内	全ての市立小学校・中学校
	その他敷地内	水道局（配水池・下水処理場）、給食センター施設 等
益城町	庁舎敷地内	本庁舎
	学校敷地内	全ての町立小学校・中学校
甲佐町	庁舎敷地内	本庁舎
	学校敷地内	全ての町立小学校・中学校
	その他敷地内	甲佐町総合福祉センター、白旗福祉ふれあいセンター、龍野福祉ふれあいセンター、乙女高齢者福祉センター

公有地・公共施設に関する詳細な情報は各市町に確認のこと。

(2) 地区・街区に関する促進区域の設定状況

地区・街区に関する促進区域の設定状況

地区・街区に関する促進区域の設定状況は以下のとおりです。

地区・街区を促進区域に設定している市町村

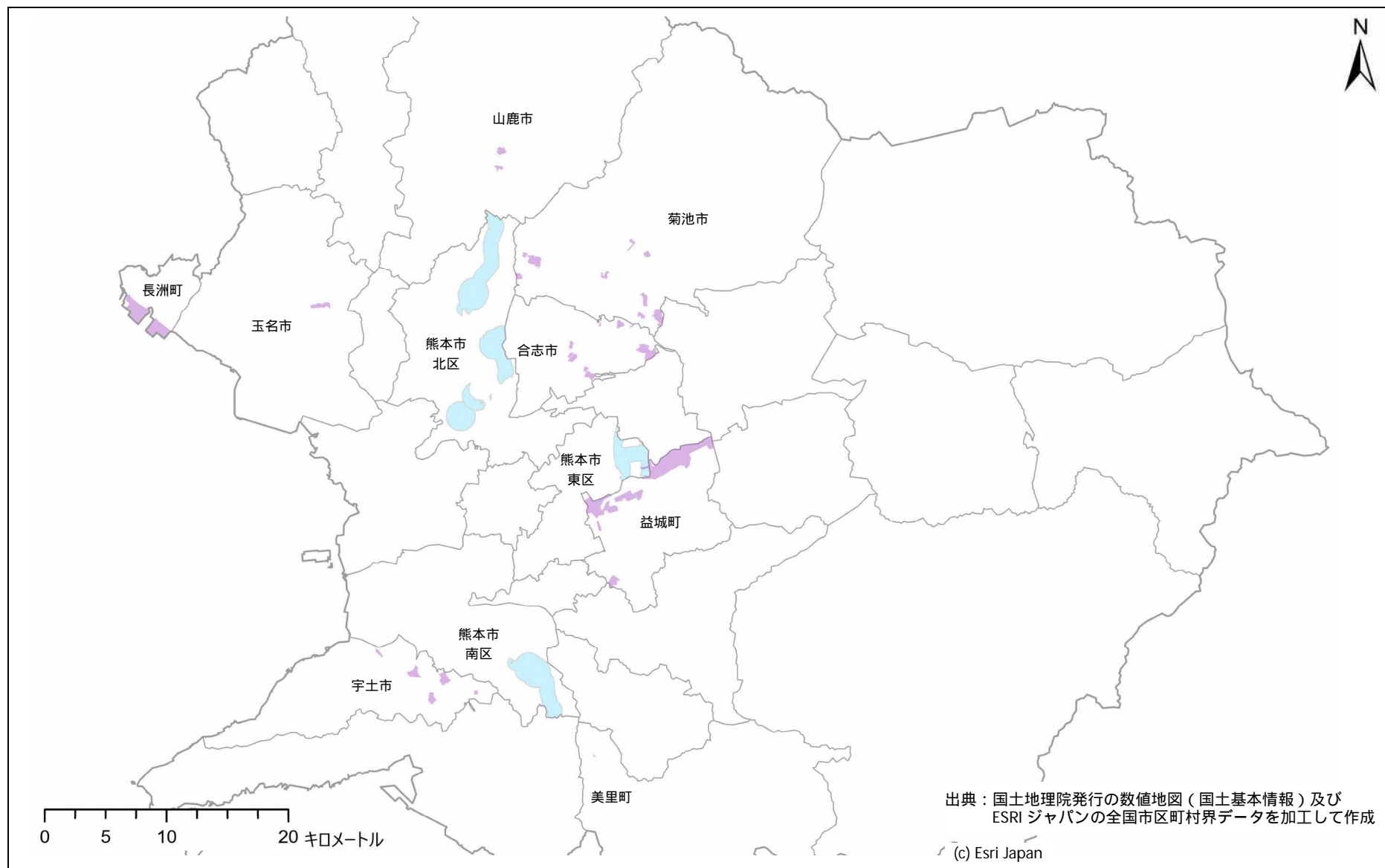
「 」: 促進区域を設定 「 - 」: 促進区域の設定なし

市町村	工業施設地域等			未利用地
	工業専用地域 (用途地域)	工業地域 (用途地域)	その他 (工業団地等)	
熊本市	-	-	-	
玉名市	-		-	-
山鹿市	-			-
菊池市	-	-		-
宇土市				-
宇城市	-	-	-	-
阿蘇市	-	-	-	-
合志市	-			-
美里町	-	-		-
玉東町	-	-	-	-
南関町	-	-	-	-
長洲町		-	-	-
和水町	-	-	-	-
大津町	-	-	-	-
菊陽町	-	-	-	-
高森町	-	-	-	-
西原村	-	-	-	-
南阿蘇村	-	-	-	-
御船町	-	-	-	-
嘉島町	-	-	-	-
益城町	-			
甲佐町	-	-	-	-
山都町	-	-	-	-

促進区域に設定する地区・街区

促進区域に設定されている地区・街区は次ページのとおりです。

都市圏全体 促進区域に設定する地区・街区



熊本市 促進区域に設定する地区・街区

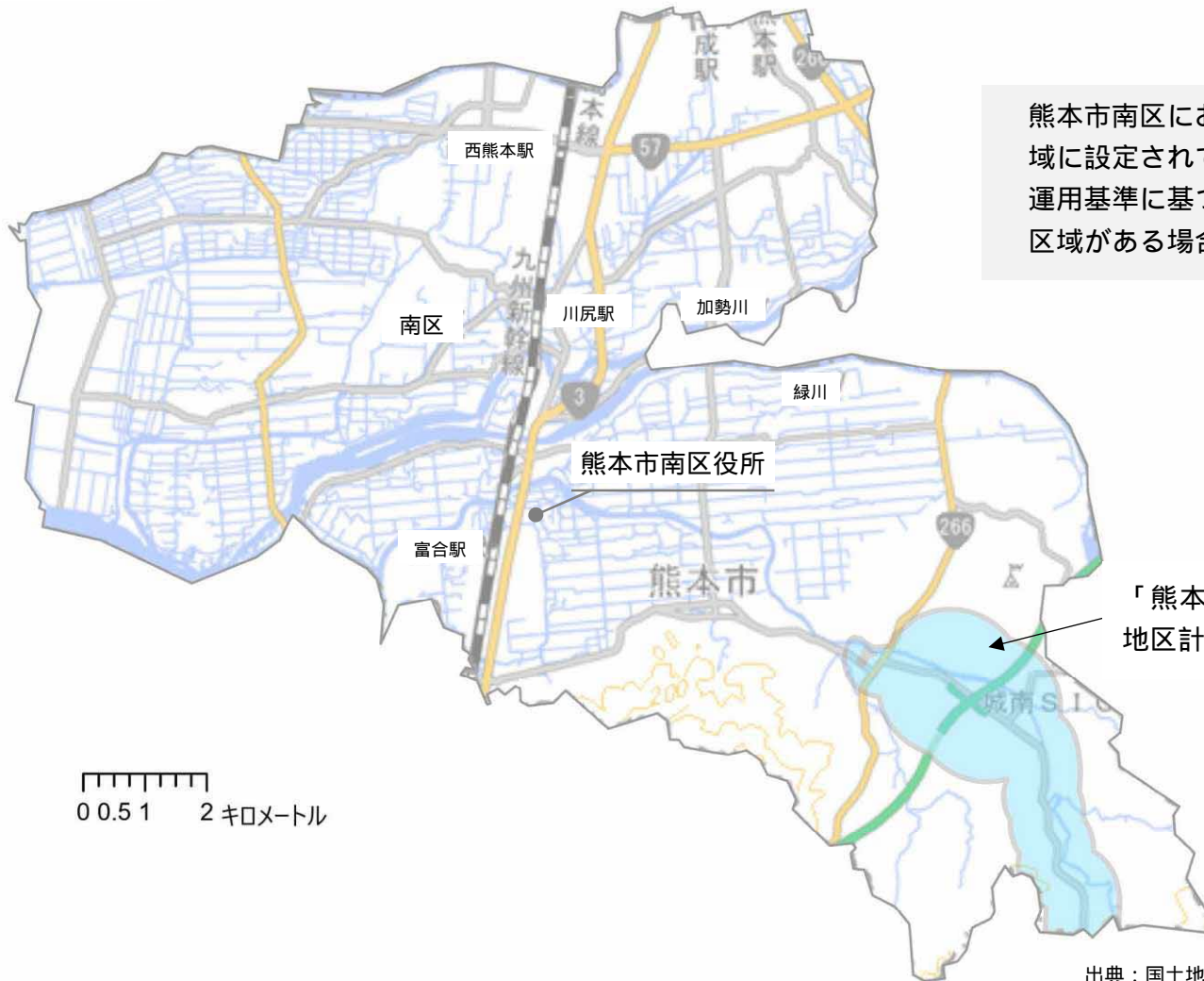


地区・街区 「熊本市市街化調整区域における産業立地型地区計画の運用基準」に基づき都市計画の決定を受けた産業用地

太陽光発電の設置形態

建築物の屋根・壁面、カーポート型、地上設置型

熊本市南区



熊本市南区においては、令和8年3月時点で促進区域に設定されている地区はありません。今後、表記運用基準に基づく産業用地として新たに設定された区域がある場合には、促進区域として設定します。

「熊本市市街化調整区域における産業立地型地区計画の運用基準」別表1に示す区域

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/syokai.html>)
地理院地図（電子国土web）を加工して作成

地区・街区 「熊本市市街化調整区域における産業立地型地区計画の運用基準」に基づき都市計画の決定を受けた産業用地

太陽光発電の設置形態

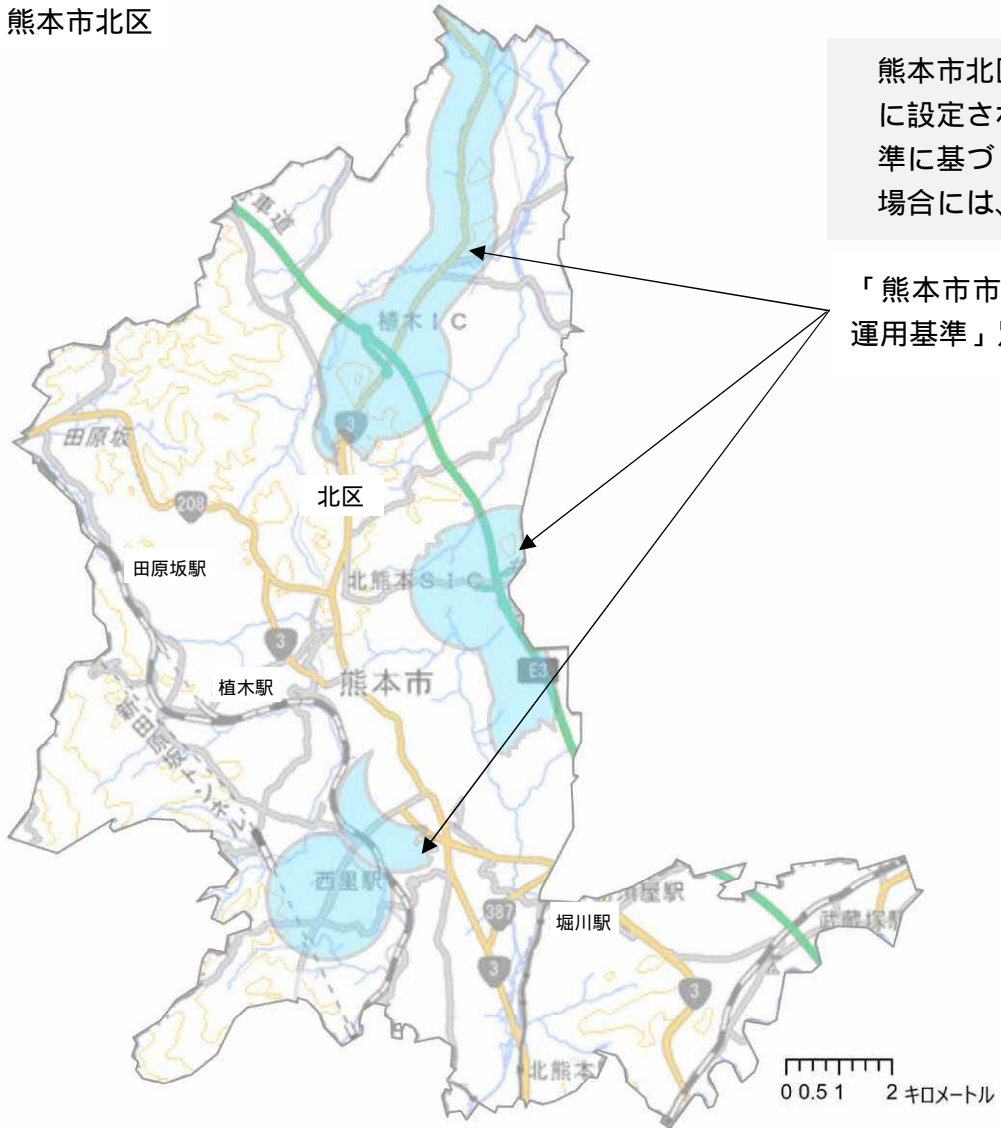
建築物の屋根・壁面、カーポート型、地上設置型

熊本市北区



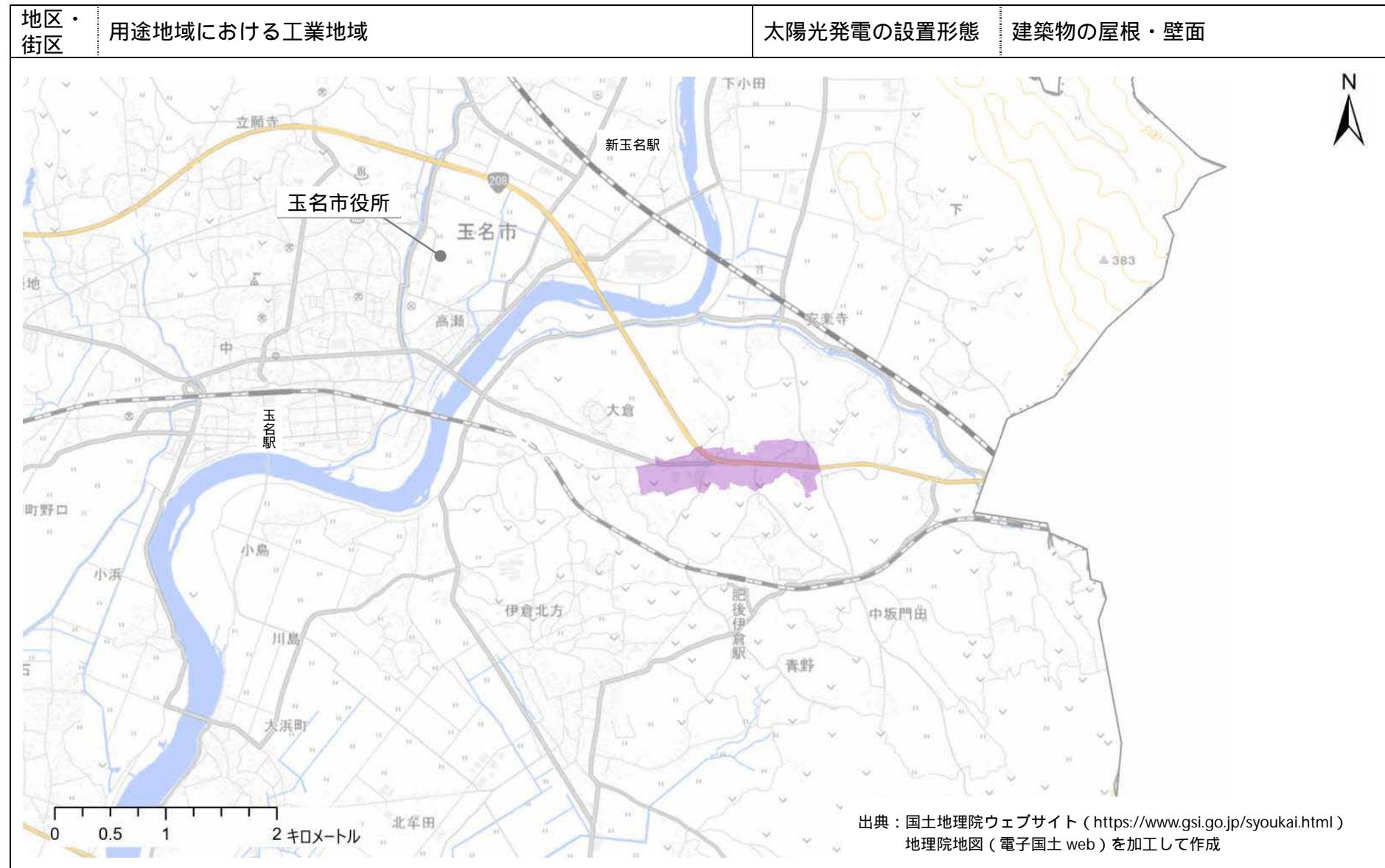
熊本市北区においては、令和8年3月時点で促進区域に設定されている地区はありません。今後、表記運用基準に基づく産業用地として新たに設定された区域がある場合には、促進区域として設定します。

「熊本市市街化調整区域における産業立地型地区計画の運用基準」別表1に示す区域

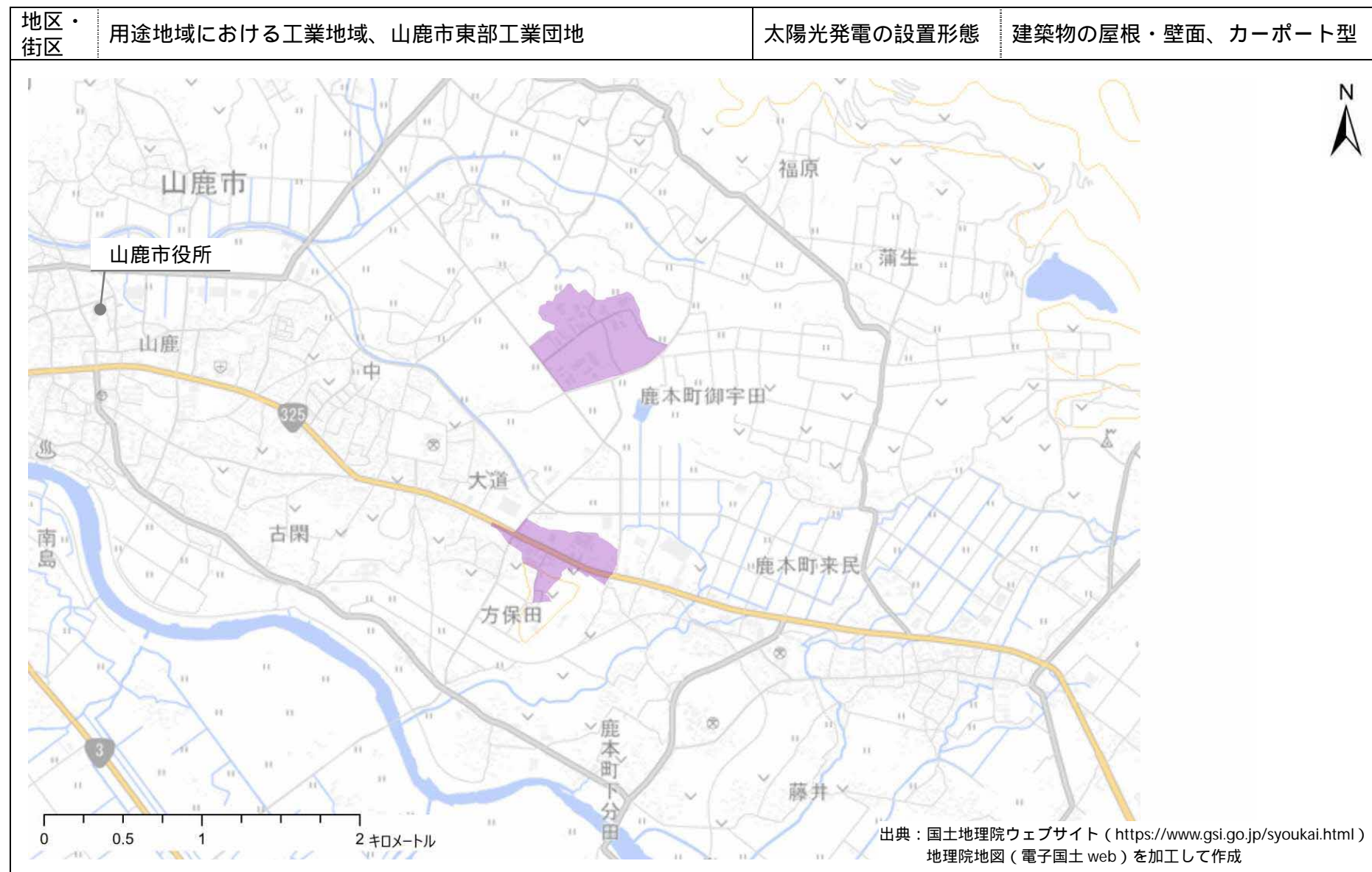


出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/syoukai.html>)
地理院地図(電子国土web)を加工して作成

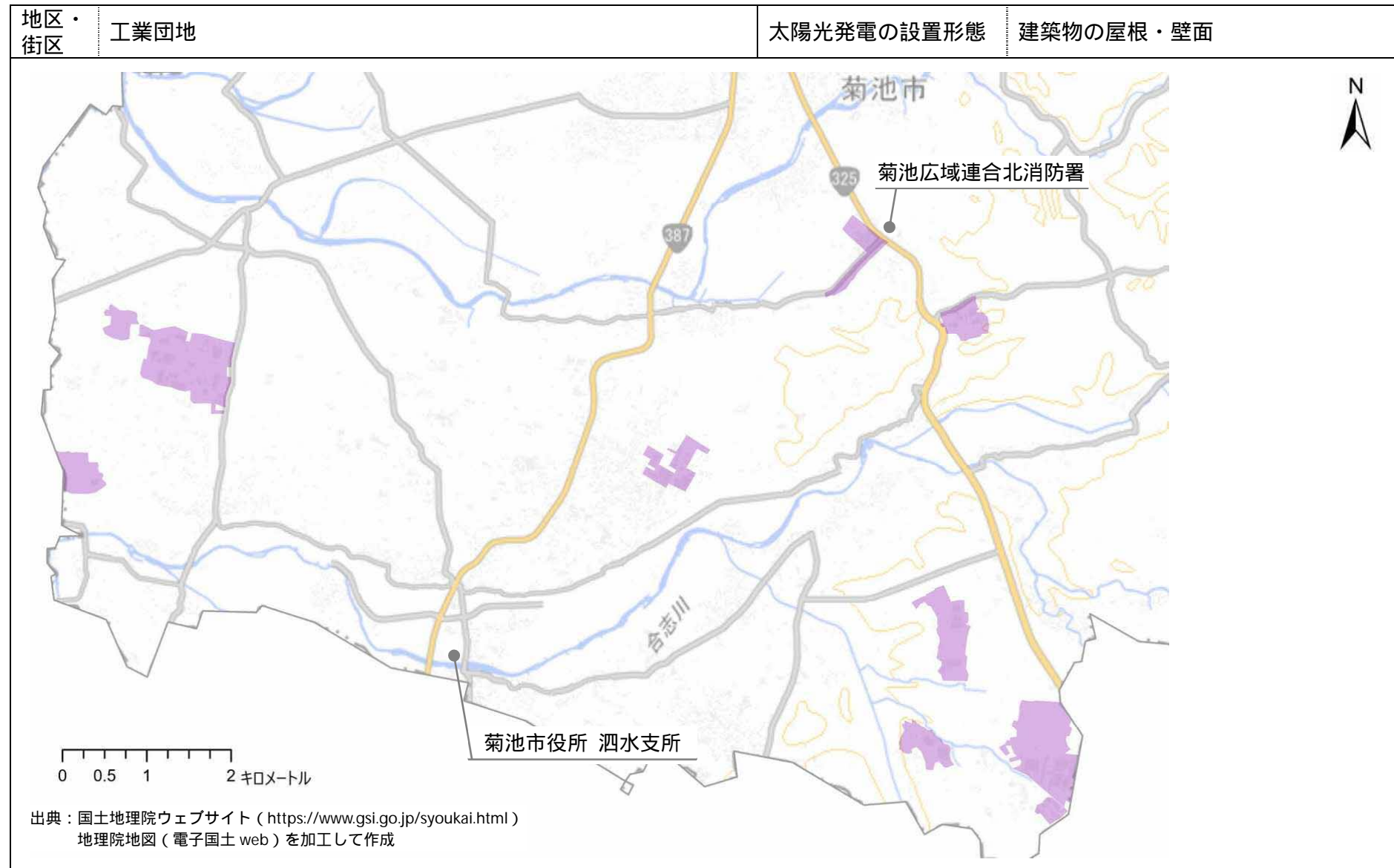
玉名市 促進区域に設定する地区・街区



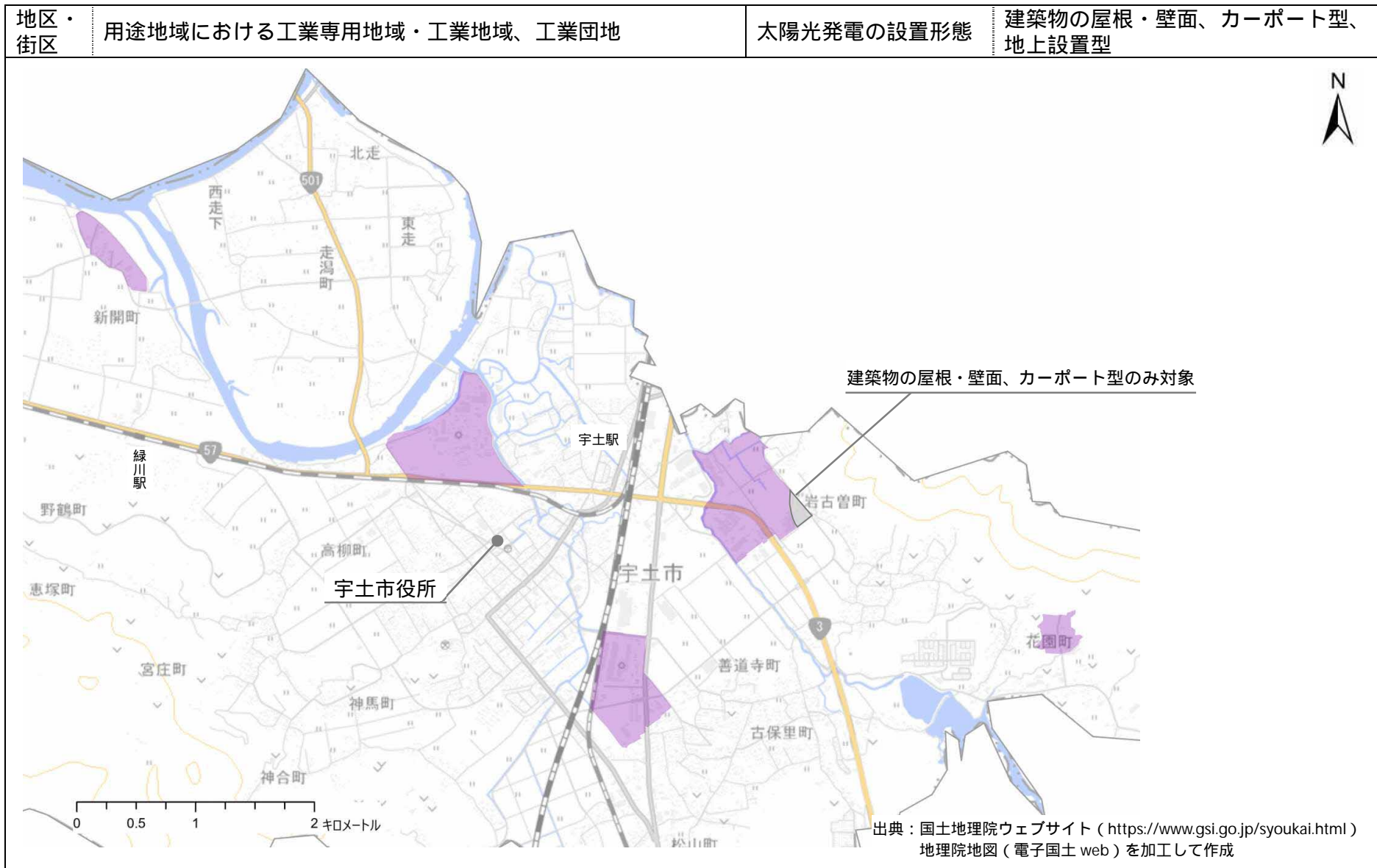
山鹿市 促進区域に設定する地区・街区



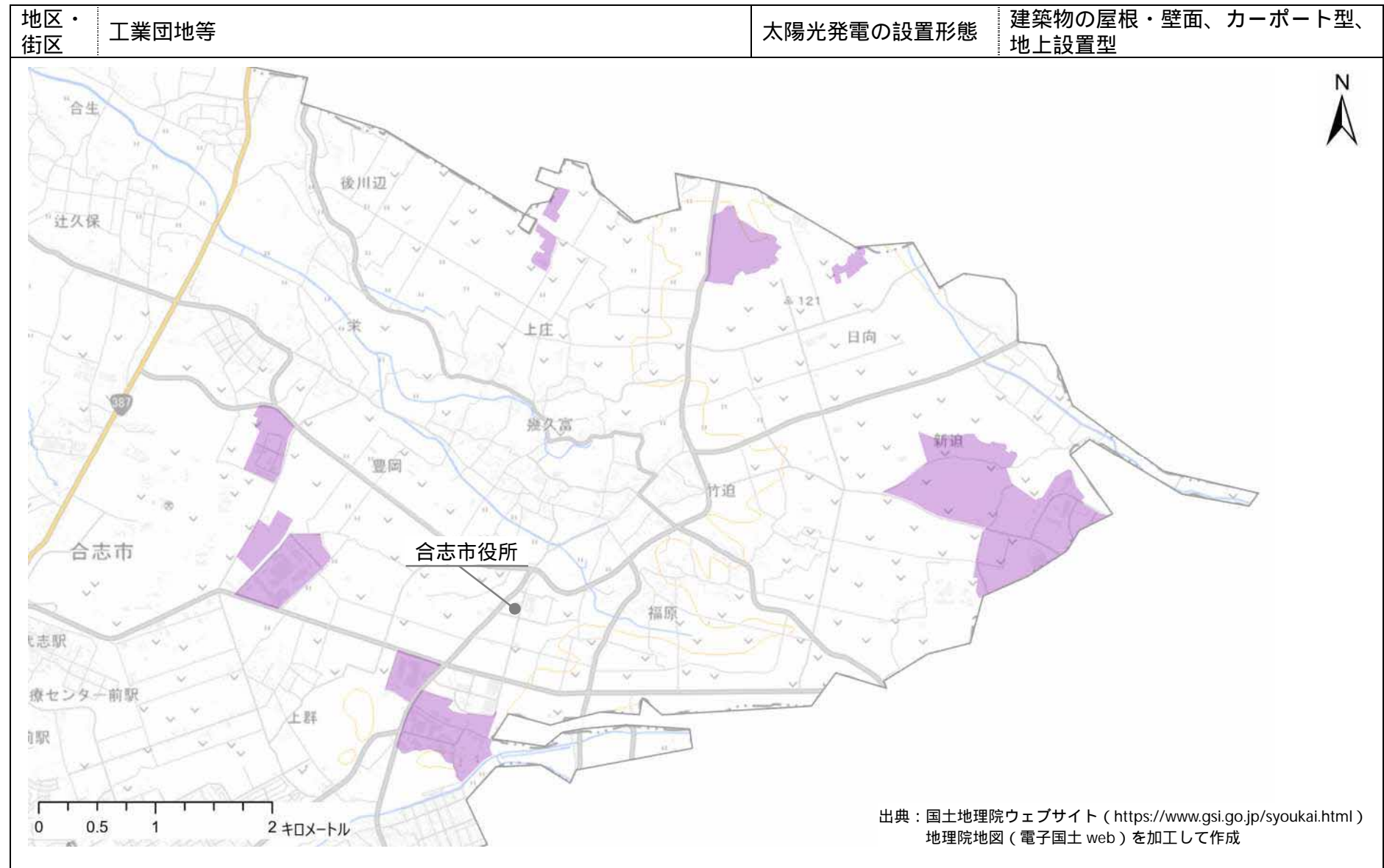
菊池市 促進区域に設定する地区・街区



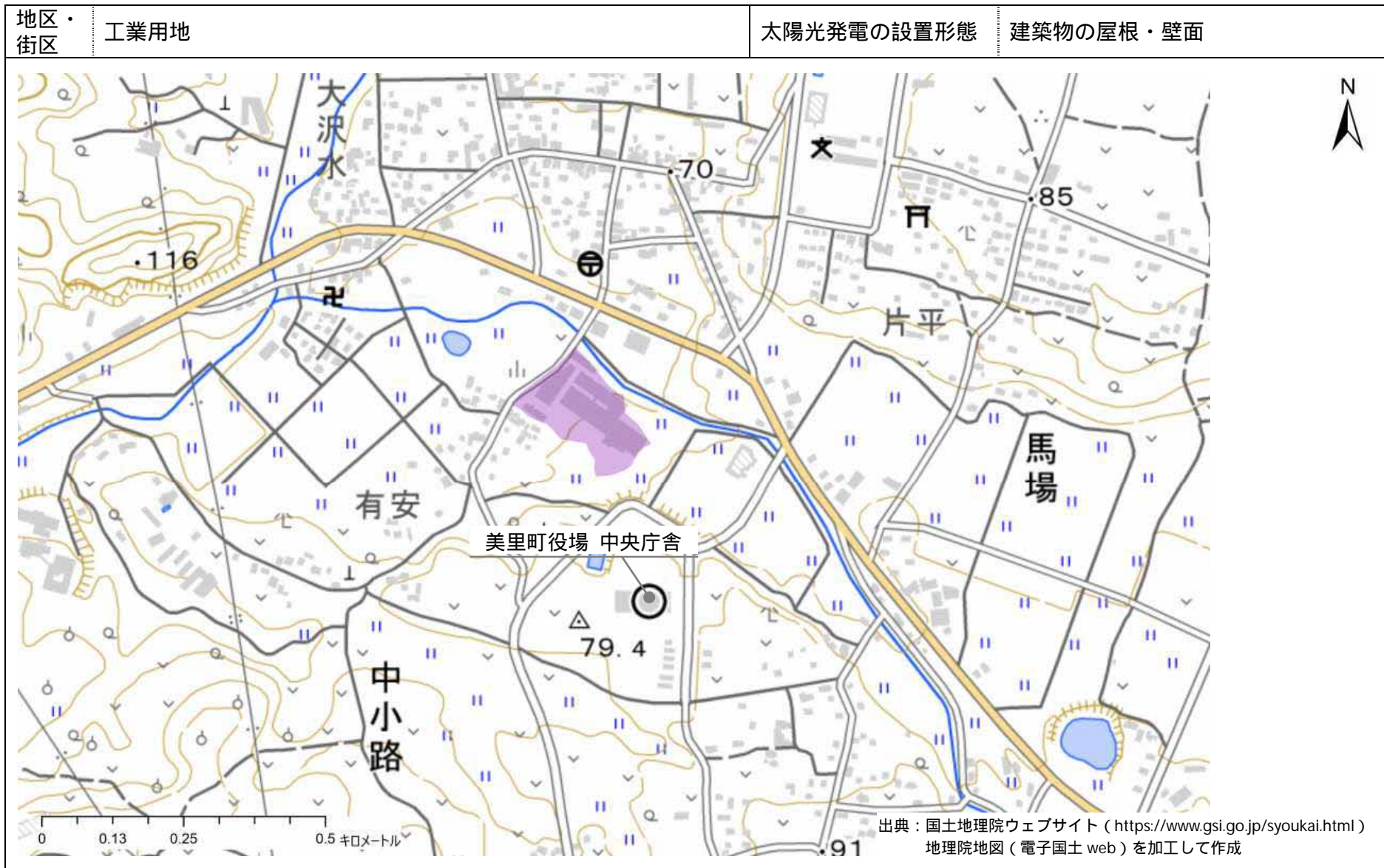
宇土市 促進区域に設定する地区・街区



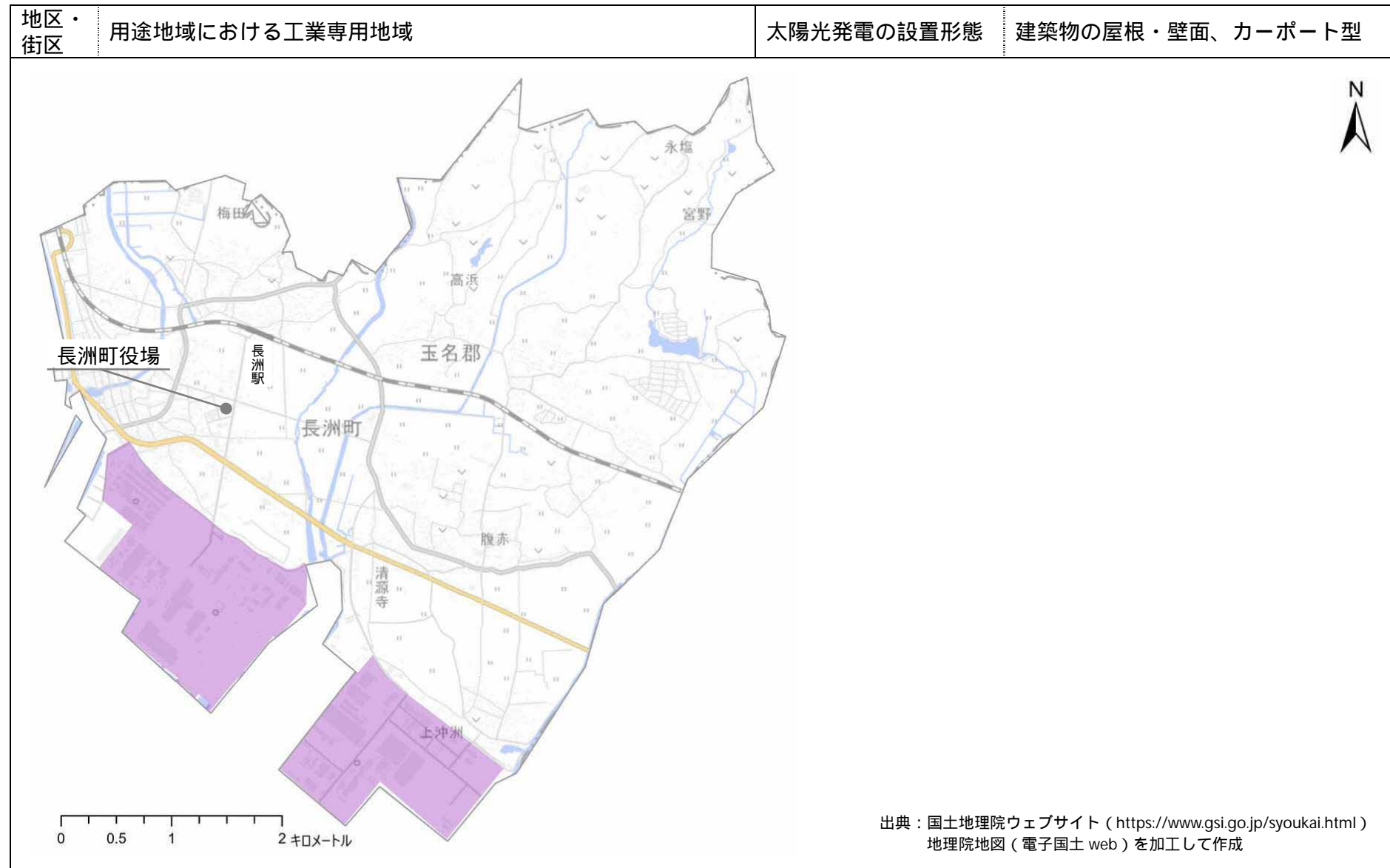
合志市 促進区域に設定する地区・街区



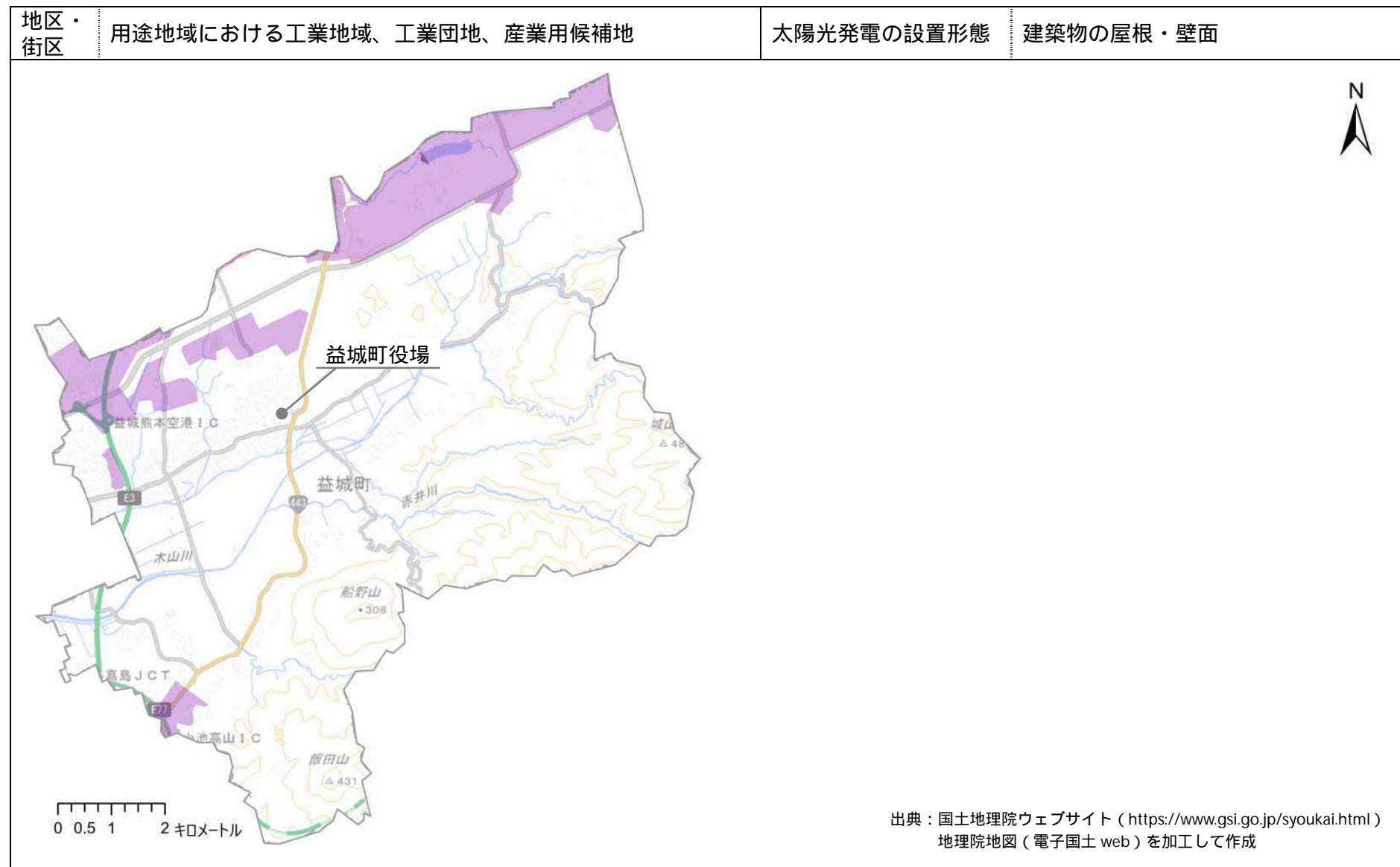
美里町 促進区域に設定する地区・街区



長洲町 促進区域に設定する地区・街区



益城町 促進区域に設定する地区・街区



(3) 事業者提案型に関する促進区域の設定状況

事業者提案型の促進区域については、各市町村において事業の実施場所及び事業内容を精査し、地域裨益型の再エネ導入であると判断される場合、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定め、公表します。

令和 8 年 3 月時点において、地域脱炭素化促進事業に関する事業者提案型（住民及び事業者による提案により、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定）の促進区域を設定している市町村はありません。

2 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の規模

地域脱炭素化促進施設の規模として、各市町村が固有に設定する内容は以下のとおりです。
令和8年3月時点において、固有の規模を設定している市町村はありません。

3 地域の脱炭素化のための取組

地域の脱炭素化のための取組として、各市町村が固有に設定する内容は以下のとおりです。
令和8年3月時点において、固有の取組を設定している市町村はありません。

4 地域の環境の保全のための取組

地域の環境の保全のための取組として、各市町村が固有に設定する内容は以下のとおりです。
令和8年3月時点において、固有の取組を設定している市町村はありません。

5 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として、各市町村が固有に設定する内容は以下のとおりです。
令和8年3月時点において、固有の取組を設定している市町村はありません。